

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20230228	株式会社Heiwa Taxi Corp. (法人番号 6260001033463) 代表者大久保泰造	岡山県岡山市中区平井6丁目15番34号	倉敷営業所	岡山県倉敷市東町10-52	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年5月24日及び同年6月22日、情報提供を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の不実記録(運輸規則第24条第5項)	6	6
20230228	株式会社ISOGANKAI (法人番号 6240001056383) 代表者福庭友広	広島県廿日市市上平良133番地1	本社営業所	広島県廿日市市上平良133番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年5月27日及び同年7月27日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	2	2